

行政視察等報告書

平成28年6月10日

米子市議会議長様

会派名 希望
 代表者氏名 国頭 靖
 提出者氏名 国頭 靖



下記のとおり報告します。

記

項目	<input type="checkbox"/> 現地調査 <input type="checkbox"/> 行政視察 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動 <input checked="" type="checkbox"/> 研修会への参加 <input type="checkbox"/> 会議への参加
参加者 国頭 靖
期日 平成28年6月1日から平成28年6月1日まで
〔概要〕（年月日・場所・内容） 平成28年6月1日（水） 場所：アットビジネスセンター東京駅八重洲通り （東京都中央区八丁堀1-9-8八重洲通りハタビル） 内容：「地方分権時代における議会改革 in 東京」 講義：正しい議会改革とは何か ～何のために議会改革をするのか？	
〔所感〕 別紙のとおり	
経費 旅費総額 66,492円

議員研修報告書

国頭 靖

日時：平成 28 年 6 月 1 日（水）10：00～12：30

場所：アットビジネスセンター東京駅八重洲通り

題名：正しい議会改革とは何か～何の為に議会改革をするのか？

講師：行政改革推進協会 一般財団法人地域開発研究所 牧瀬稔

所感

まず議会の役割から改めて確認があり、大きく 2 つあり①執行機関の監視機能②政策の立案機能とあった。①の議会の執行機関の監視機能については毎日新聞社が 2015 年に全都道府県・市区町村議会を対象に回答のあった 1592 議会のアンケートによると 50%にあたる 802 議会で否決も修正もなく、否決した事があるのが 422 議会（27%）、修正案を提出した事があるのは 605 議会（38%）。両方ともあった議会は全体の 15%の 237 議会にとどまるように。1 年間に数多くの議案が出される中、何年も 1 本も否決、修正案も出せない状態の丸呑み議会は議員として、議会として避けたいと感じた。会派としては否決した議案はあるが全体として否決された議案は無い米子市議会はどうであろうか？

次に、②の政策立案機能として地方自治法 112 条で規定されている「条例を提案する権利」を活用している議員が少ないとの事である。毎日新聞社（2015 年）のアンケートによると、2011 年から 4 年間で、議員提案の政策条例（改正含む）を可決した議会は、全体の 17%（274 議会）となっており、可決数をみるとその 3 分の 2 が 1 件のみ。2 件以上は 93 議会で、全体の 6%だ。朝日新聞社（2011 年）のアンケートによると、2007 年から 4 年間で、議員提案の政策条例が 1 つも無い「無提案」議会在 91%であり、1 本以下限定しても 98%に達していた。議員提案政策条例は、拡大しているが、低調であり、私も提案したいと思うが仕切れていない状況である。反省すべきである。当市議会はどうであろうか？

議会改革とは単に議員を減らすのが改革では無く、議員、議会が上記①と②をしっかりと果たしていくことが議会改革につながると考える。そのためには、議員がもっと研鑽しなければならぬし、議会事務局の議員への政策条例立案サポートなども期待したい。当市では改選前の議会で議会改革の特別委員会があったが、今後は現在検討中の議会報告会等議会改革案件は積極的に議会運営委員会等で議論していく必要があると感じた。